

個人情報の利用目的に関する事項について

令和 7年 4月 1日付け牧之原畑地総合整備土地改良区「公表第1号の記」について、下記のとおり補述する。

1 利用目的の特定

牧之原畑地総合整備土地改良区が保有をしている組合員及び役職員に関する個人情報を次の業務の目的のために利用する。

- 1) 各種賦課金の賦課徴収に関する業務
- 2) 各種賦課金の滞納者（准組合員を含む）に対する督促に関する業務
- 3) 総代の選挙に関する業務
- 4) 役員選挙に関する業務
- 5) 農地転用に関する業務
- 6) 総代、役員報酬に関する業務
- 7) 農林漁業資金の借入に関する業務
- 8) 一時借入金に関する業務
- 9) 畑地用水組合の組合員名簿（准組合員を含む）に関する業務
- 10) 施設管理保険に関する業務
- 11) 広報に関する業務
- 12) 土地改良区表彰に関する業務
- 13) 総代会の開催事務に関する業務
- 14) 理事会、及び監事会等の開催事務に関する業務
- 15) 各種統計事務に関する業務
- 16) 土地原簿等の土地情報更新業務（外部委託）

なお、上記以外の目的に利用する場合は、事前に土地改良区掲示場において公表又は別途本人へ通知するものとする。

2 個人情報の対応窓口

牧之原畑地総合整備土地改良区が保有をしている個人情報についての本人、及び外部との対応窓口は、総務課とする。

対応時間は、平日8時30分から17時15分までとする。

なお、昼休み12時から13時、及び土・日・祝祭日と年末年始の12月29日から1月3日は除く。